

# 第70回姫路お城まつり 露店出店者募集について

- I 募集の概要
- II 申込みから出店までのスケジュール
- III 出店に関する留意事項
- IV 出店者募集要項

姫路お城まつり奉賛会

## 市制 130 周年 第 70 回姫路お城まつり 概要

### 1 開催日

平成 31 年 (2019 年) 5 月 10 日 (金)・11 日 (土)・12 日 (日) 3 日間

### 2 会場

大手前通り、大手前公園、姫路城三の丸広場、家老屋敷跡公園、各商店街など

### 3 キャッチフレーズ

～「70 回のありがとう 未来へ弾(はず)め お城まつり」～

### 4 コンセプト

- ① 出演者と来場者が一体となって楽しめる市民参加型のまつりとする
- ② 姫路城の歴史的、文化的価値を再認識する機会とする
- ③ 子どもたちに美しい姫路城での体験を通じ、世代を超えて愛着と誇りを養う機会とする

### 5 事業内容 (予定)

1 日目 【5 月 10 日 (金)】 Traditional Culture Day 伝統文化の日  
第 49 回姫路城薪能・親子教室発表会<三の丸広場、雨天時：市民会館>

2 日目 【5 月 11 日 (土)】 Friendship Day 友情の日

第 52 代姫路お城の女王発表会<大手前公園>

オープニングセレモニー・大パレード<大手前通り等>

・市民パレード お城の女王、市民団体等

・時代パレード 市民団体、子ども大名行列 (公募) 等

ステージイベント<大手前公園>

市民団体による演技披露、根来鉄砲隊(和歌山県岩出市)演武など

総踊り<大手前通り> ※当日参加可能

ひめじ良さ恋まつり前日祭<大手前公園、商店街等>

動物園ナイト ZOO<市立動物園> ※11 日は終日入園無料

3 日目 【5 月 12 日 (日)】 All Generation Day 世代交流の日

キッズイベント<三の丸広場>

第 20 回ひめじ良さ恋まつり<大手前公園ほか>

サウンドフェスティバル 2019<シトピア記念公園野外音楽ステージ>

【5 月 11 日 (土)～12 日 (日)】

各種団体 PR ブース<大手前公園>

市川町・中津川市 (姫路城の心柱)、播磨圏域連携中枢都市圏構成市町、

地元スポーツ団体など

心震える播州の祭り～担ぎ上げる姫路愛！～<家老屋敷跡公園>

## I 募集の概要

第70回姫路お城まつりの会場内において、露店出店者を募集します。

出店を希望される方は、本書記載の出店条件等をご確認いただき、了解の上でお申込みください。

(1) 開催日 平成31年5月11日(土)、12日(日)

※2日間通しでの出店とし、いずれか1日のみの出店は不可

※当日荒天の場合、順延は行わない

(2) 出店時間 10時00分～20時00分

※出店時間は必ず守ってください。

(3) 出店場所 大手前公園 グリーンゾーン南側の指定する区域

(4) 募集店舗数 21店舗

### 飲食物の販売

① 保健所の営業許可が必要なもの：以下「飲食」 15区画

例：唐揚げ、たこ焼き、ベビーカステラ 等

② 保健所の営業許可が不要なもの：以下「その他飲食」 6区画

例：わたあめ、りんごあめ、焼きとうもろこし 等

※販売品目は1種類に限ります。

※飲料との併売はできません。

※アルコールの販売はできません。

※飲食物以外の物販、アトラクションの提供等はできません。

(5) 出店協賛金 25,000円(11日・12日の2日分合計)

※出店協賛金に含まれるもの

場所代、電気代(店舗照明用/500Wのみ)、消防申請、その他祭り運営に係る必要経費

※出店者は、姫路お城まつりの開催に協賛する意思を有し、露店出店を含む祭りの開催に係る経費に充てられることを了承のうえ支払うものとします。

※出店者説明会当日、会場でお支払いください。

(6) 出店区画 間口3.6m×奥行2.7m

(7) 申込資格

- ◆平成31年1月1日以前から引き続き、姫路市内に住所・事業所を有する個人・法人
- ◆18歳未満による申込みは不可（高校生についても不可）
- ◆1申込者につき1区画のみ
- ◆「飲食」の場合、姫路市保健所発行の露店営業許可を受けている者で許可証の写しを出店申込時に提出できるもの  
※保健所に申請中の者にあつては、保健所受付が確認出来るもので可
- ◆食品衛生責任者認定講習会修了証書（原本のコピー）を提出できるもの  
※「飲食」・「その他飲食」いずれの出店の場合でも必要です。  
※出店申込時に提出できない場合、定められた講習会（姫路市保健所以外でも受講可）を受講し、出展者説明会（4月26日予定）までに提出してください。また、姫路市での開催場所等受講に関する詳細は、姫路市保健所衛生課にお問い合わせください（平成31年4月22日開催予定）。

■姫路市保健所衛生課

〒670-8530 姫路市坂田町3番地 中央保健センター東棟3階

☎079-289-1633

(8) 申込期間 平成31年4月3日（水）～4月9日（火）

(9) 申込方法

別紙「出店申込書【様式1】」に必要事項を記入のうえ、下記⑫の事務局まで郵送又は持参してください。

※平成31年4月9日（火）17時までに事務局必着

※持参の場合 受付時間は土曜・日曜日を除く9時～12時、13時～17時

(10) 出店者及び出店場所の決定

申込件数が募集店舗数を超えた場合、第三者の立会いのもと厳正なる抽選を行い、主催者により出店者及び出店場所を決定します。また、申込件数が募集店舗数を超えない場合も同様に抽選により出店場所を決定します。

なお抽選結果は、郵送によりお知らせします（平成31年4月15日（月）発送予定）。

**※電話等による抽選結果のお問い合わせにはお答えできません。**

(11) 出店者説明会

当選された方は、出店時における注意事項等の説明会を下記の日程で開催しますので、必ず申込者本人又は代理人がご出席ください。

なお、当日、出店協賛金をお支払いいただきます（欠席された場合又は当日出店協賛金をお支払いいただけない場合は、当選を辞退したものとみなします）。

■出店者説明会

・日時：平成31年4月26日（金） 14時30分（受付：14時～）予定

・場所：イーグレ姫路4階 セミナー室A（姫路市本町68番地）

(12) 事務局

〒670-0964 姫路市豊沢町78

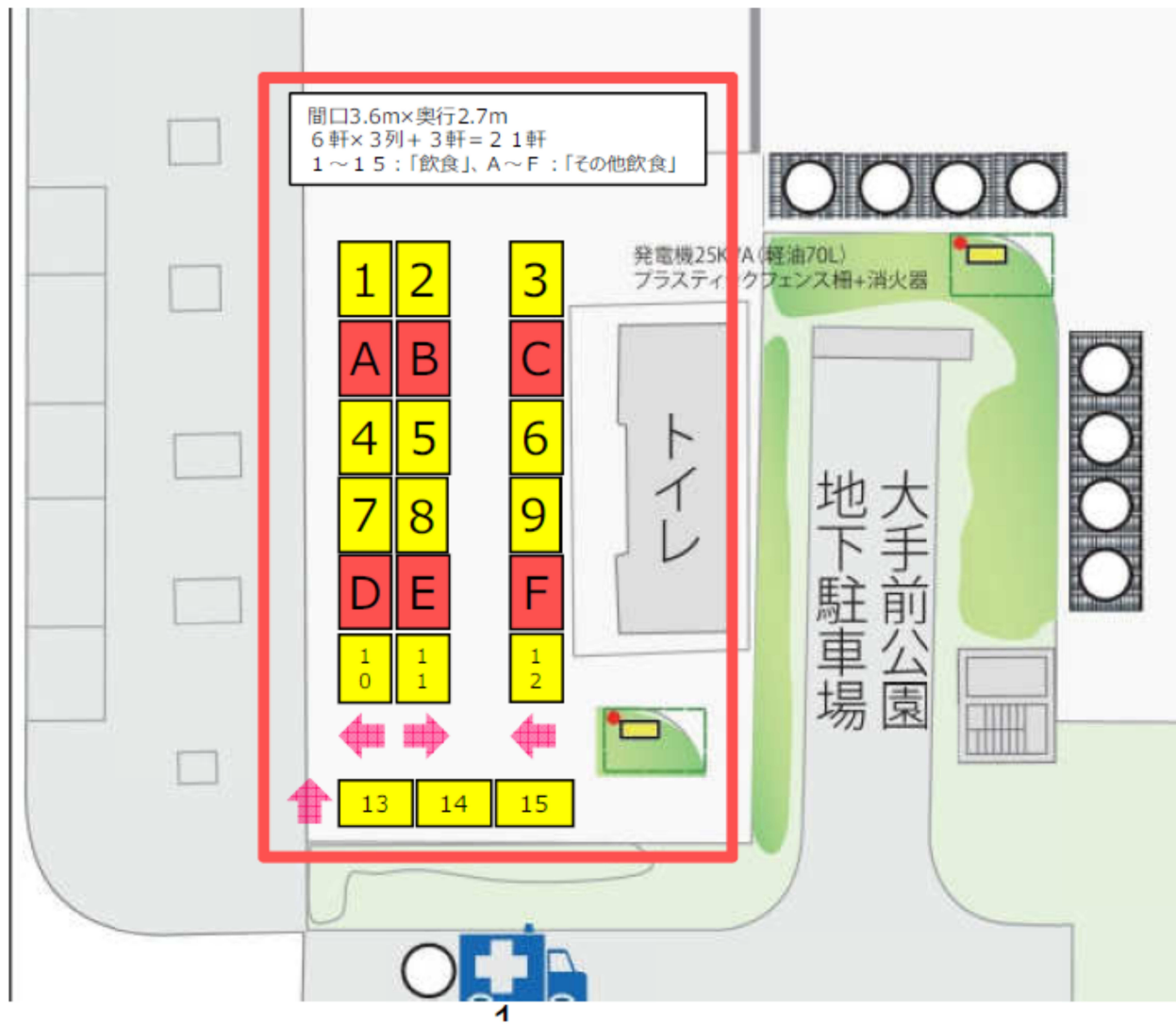
姫路お城まつり露店出店事務局

（神戸新聞事業社 姫路支社内）

☎ 079-285-2702

（受付：平日 9時～12時、13時～17時）

【出店場所図面（イメージ）】



## Ⅱ 申込みから出店までのスケジュール

### ■ 申込資格の確認・保健所への確認



### ■ 出店申込書の提出（郵送又は持参）

平成31年4月3日（水）～4月9日（火） ※17時必着



### ■ 出店者及び出店場所の決定

平成31年4月12日（金）までに主催者により決定

平成31年4月15日（月）抽選結果発送（予定）



### ■ 出店申請書の提出（郵送又は持参）

平成31年4月16日（火）～4月19日（金） 必着



### ■ 出店者説明会、出店協賛金のお支払い

平成31年4月26日（金）14時30分～（受付14時～）

場所：イーグレひめじ4階 セミナー室A



### ■ 出店許可証の交付

平成31年5月7日（火） 出店許可証発送（予定）



### ■ 出店期日

平成31年5月11日（土）～12日（日）

### Ⅲ 出店申し込みに関する留意事項

#### (1) 営業許可について

「飲食」での出店の場合、食品の調理・販売には、姫路市保健所の営業許可が必要です

※兵庫県外で交付されたもの及び、兵庫県健康福祉事務所、神戸市、尼崎市、西宮市、明石市で交付されたものは、姫路市での営業は対象外となりますのでご注意ください。

取り扱える品目は原則、販売直前に加熱調理されたものに限り、野菜、果物、肉、魚も加熱せずに調理加工し提供することはできません。ただし、一部例外もありますので、提供品目につきましては、事前に姫路市保健所衛生課にお問い合わせください。

#### (2) 提出書類等について

##### ① 出店を申し込むとき（平成31年4月3日～4月9日 ※17時必着）

ア 出店申込書【様式1】

イ 食品衛生責任者認定講習会修了証書（原本のコピー）

ウ 「飲食」で申し込む場合、姫路市保健所発行の露店営業の許可証の写し

エ （身分証明書で住所が姫路市内と確認が出来ない方のみ）住民票の写し（発行1ヶ月以内）

オ （法人の場合のみ）登記事項証明書（発行3ヶ月以内）の写し

※販売品目は第3希望まで記載ください（すべて同じ出店種別に限る）。抽選の結果、販売品目が隣同士で重なる等した場合、主催者において依頼の上で調整する場合があります。また、「飲食」・「その他飲食」はどちらかしか選べません。

※イについて、申込時に提出できない場合は出店者説明会（平成31年4月26日）までに講習会を受講し、説明会の際に修了証書の写しを提出してください。

※ウについて、保健所に申請中の方は、保健所の受付印等で申請中であることが確認出来るもので可とします。また、臨時的食品取扱届書では出店不可とします。

##### ② 当選後に提出するもの（平成31年4月16日～4月19日）

ア 出店申請書【様式2】（営業補助者の選任、販売品目の変更）

イ 営業許可書（出店申込時、保健所に申請中であった者のみ）

※出店申請書提出時に、当初出店申込書に記載した販売品目を変更出来るものとします。ただし、「飲食」から「その他飲食」への変更、または「その他飲食」から「飲食」への変更はいずれもできません。



### ③ 出店者説明会（平成31年4月26日）

ア 当選通知書

イ （代理人が出席される場合）代理権限証明書【様式3】と代理人の本人確認書類

ウ （申し込み時に未提出の場合）食品衛生責任者認定講習会修了証書（原本のコピー）

エ （営業補助者が未成年の場合）未成年就業承諾書

※代理人の本人確認書類は原本とコピーの両方を持参してください

本人確認書類：住民基本台帳カード、パスポートまたは運転免許証等写真付きのもの

※本人も代理人も出席できない場合は出店取消しとなります。

### ④ 提出種類についての注意事項

- ・提出書類は返却いたしません
- ・提出書類は「姫路お城まつりにおける出店」以外の目的で使用しません。
- ・不備または虚偽の記載のある申請書は受付できません。
- ・鉛筆書きは不可とします。黒ボールペンでご記入ください。
- ・書類作成に要する費用は、申請者で負担してください
- ・本人確認書類は、有効期限に注意してください。

### (3) 出店に係る資機材について

電源は1区画内につき照明用電気容量（500w）を事前に配線する予定ですが、これを超える場合、希望に応じて出店者が追加負担することで増量が可能です（500w単位での申し込み、500W当たり5,000円）

発電機の持込みは厳禁です。また、テント等資機材は出店者でご用意ください。

### (4) 火気・衛生について

火気等を使用する店舗は必ず消火器を常時配備してください。また、飲食店舗は必ず消毒液を常時配備してください。

## IV 出店者募集要項

### 1 基本事項

姫路お城まつりを支える一員として、全ての来場者にご満足いただけるよう、安全衛生及びサービス・モラルなど、徹底するよう心掛けてください。

この要項に定める出店条件や規定などを逸脱するような行為が見受けられる店舗については、主催者より指導する場合があります。なお、従わない店舗には、開催中であっても即時閉店の措置をとる場合があります。

その際、いかなる場合においても出店協賛金は返金しません。また、翌年度以降の出店及び営業補助者としての登録を認めない場合があります。あらかじめご了承ください。

### 2 出店商品・販売に関して

- (1) 法令を遵守し、公序良俗に反する物品の出店及び販売方法でないことを遵守してください。特に、商標登録など知的財産に関する違反行為には、十分注意してください。
- (2) 出店者は、販売価格に関して、原材料、通常価格を考慮し、消費者が購入し安い価格設定としてください。
- (3) アルコール類の販売はできません。
- (4) 主催者の判断により、出店商品の変更や販売中止を指示する場合があります。  
(例) 危険物（劇薬、合法ドラッグ等）、極めてギャンブル性の高いもの、購入を強要するような販売方法等

### 3 出店申込に関して

- (1) 1申込者につき1区画のみの申込とします。複数の申込をした場合は、その全てを無効とします。
- (2) 取扱食品や作業内容等に関して事前に保健所に問い合わせ、確認してください。
- (3) 出店手続に必要な書類は、すべて主催者が指定する期日までに提出してください。なお、出店申請書の提出後は、原則として販売品目の変更はできません。
- (4) 営業補助者に変更が生じたときは、速やかに届け出てください。
- (5) 申込件数が募集店舗数を超えた場合、第三者の立会いのもと厳正なる抽選を行い、主催者により出店者及び出店場所を決定します。なお抽選結果は、郵送によりお知らせし、電話等による抽選結果のお問い合わせにはお答えで

きません。

- (6) 申込み後、出店することが出来なくなった場合は、速やかに辞退を申し出てください。当選後、正当な理由無く辞退した場合は、翌年以降の出店を認めないものとします。

#### 4 出店区画に関して

姫路お城まつりでは、主催者が「露店出店エリア」を設定し、その区域内で下記のとおり出店区画を指定します。

出店権利の第三者への譲渡並びに出店者間の権利の譲渡及び交換は禁止します。万一、販売品目が隣同士で重複した場合にあっても、主催者は苦情等を一切受け付けません。

##### 【露店出店エリア】

- (1) 出店区画は、間口3.6m×奥行2.7mとします。
- (2) 出店区画以外のスペースを利用することは禁止します。
- (3) 休憩エリア、資機材等ストックエリアは設置しません。出店区画以外での  
資材等の保管は禁止します。
- (4) 油等、地面が汚れる可能性のある店舗は、段ボール等による処置を必ず行  
ってください。
- (5) 備品及び商品の保全是出店者が行ってください。盗難、紛失など、主催者  
は一切の責任を負いません。

#### 5 店舗の運営に関して

- (1) 主催者が、姫路お城まつりの開催の中止、営業時間の変更または交通規制の内容の変更を決定したときは、その指示に従ってください。
- (2) 出店に必要な資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収は、下記の時間帯に行うものとし、主催者の指示を遵守して行ってください。

※開催中、会場周辺で交通規制が行われるので、規制状況をよく確認してください。

搬入：5月10日（金）12時 ～ 17時

5月11日（土）7時 ～ 9時

※車両は9時までに必ず大手前公園内より退出すること

搬出：5月12日（日）21時 ～ 22時

※交通規制が解除されるまで大手前公園への車両の出入りは厳禁

- (3) 資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収時に生じた接触事故等に関して、主催者は一切の責任を負いません。
- (4) 周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止します。
- (5) 拡声器、マイクなどによる宣伝は禁止します。
- (6) 店舗消灯時間は厳守してください。また、交通規制の円滑な実施、来場者の安全確保等、祭りの実施に関し特に重要な事項であるので、主催者の指示に必ず従ってください。
- (7) 会場周辺は、喫煙場所以外での喫煙は条例により禁止されているため注意してください。また店舗内も、衛生上と火災防止の観点から喫煙不可とします。
- (8) 主催者交付の出店許可証を、店舗正面の見やすい箇所に掲示してください。

## 6 出店者の責任・保証

- (1) 責任者および従事者の他店舗への兼務はできません。また、業務従事者の雇用は労働基準法等関連法案を遵守してください。
- (2) 店舗従事者は運営スタッフとしてふさわしい服装、マナーで接してください。
- (3) 購入者の苦情等については、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
- (4) 食品を販売する出店者は、食品衛生法及び関連法令の法規定並びに衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように十分注意してください。衛生管理などについては、出店者の責任において対応してください。
- (5) 万一、事故等が発生した場合、速やかに警備本部に報告し、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
- (6) 主催者、警察、消防及び保健所等関係機関より指導があった場合は、それに従ってください。
- (7) 出店に際して生じたトラブルについては、出店者が一切の責任を負ってください。
- (8) 出店商品などの管理、保護については出店者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害などに対して、主催者はその損害を補償しません。
- (9) 主催者が設置するゴミステーションは原則お客様から出たごみ用です。出店者の調理や飲食等により発生したゴミ・廃油・汚水等は出店者各自が持ち帰り、その責任において処分してください。
- (10) 各出店者は、その責任において必要な保険に加入する等、出店により生じ

た第三者への損失補償に備えてください。

#### 7 衛生・原状回復に関して

- (1) 出店者は、洗浄・消毒設備等、衛生面に留意し、保健所の指導に従ってください。
- (2) 出店区画及びその周辺、排水溝等にゴミ・油・残さ等を廃棄しないでください。
- (3) 出店者は、会場施設を汚さぬよう十分注意し、出店区画周辺に油・飲料等による床汚れが生じないように事前に処置してください。また、販売商品は必ず容器等に入れて販売し、会場周辺が汚れないようにしてください。
- (4) 姫路お城まつり終了後は、出店区画及び周辺の清掃・出店区画の原状回復を行ってください。飲食物等により出店区画が汚れた場合は、出店者が責任をもって清掃してください。
- (5) 出店に必要な機材、造作等すべて出店者負担とし、販売終了後、原状回復してください。

#### 8 出店協賛金及び営業補償の考え方

- (1) 主催者の責めに帰さない事由（荒天等）により、主催者が姫路お城まつりの開催を中止又は開催時間を短縮した場合であっても、出店協賛金は返金しません。
- (2) 出店者の都合により出店しない場合、出店協賛金は返金しません。
- (3) (1)及び(2)の規定のほか、やむを得ない出店区画の変更並びに気象状況、地震等の災害及び事故等による来場者の減少など、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償を一切行いません。又、営業物品その他の買取なども一切行いません。
- (4) 募集要項に反する行為や主催者の指導に従わない場合は、即時閉店とし、出店協賛金は返金しません。又、出店に関する損害も補償しません。

#### 9 暴力団排除に関して

- (1) 兵庫県暴力団排除条例及び姫路市暴力団排除条例を遵守してください。また、同条例に基づき主催者が行う事務手続に積極的に協力してください。
- (2) 自己（申込者）及び営業補助者または自社並びに自社の役員及び関係者等が、次のいずれにも該当しないことを厳守してください。
  - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員

- ② 同一生計者に暴力団員がいる者
  - ③ 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  
  - ④ 暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (3) 主催者以外の者から出店に関する金銭の要求を受けた場合は、これに応じず、速やかに警備本部並びに警察に届け出てください。

#### 10 ガスコンロ等の火気器具の使用に関して

- (1) ガスコンロ等火気を使用する出店者は、店舗に必ず消火器を設置してください。また、火災発生に備え、消火器の設置場所を確認し、初期消火の準備をして取扱い方法を習熟しておいてください。
- (2) ガスホースは、ガス漏れ事故を防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか使用前に点検してください。
- (3) プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、必要に応じて転倒しないよう鎖等で固定してください。また、火気とは2 m以上離して管理してください。
- (4) カセットボンベ式コンロを使用する場合は、コンロより大きな鉄板や鍋などの使用や2台以上並べて使用の場合、ガスボンベが高温となり内圧の上昇から爆発火災になる危険性があるため、使用にあつては取扱説明書を確認して適正に取り扱ってください。
- (5) 区画内で使用する機器は、防火防炎材を使用してください。
- (6) 電源は1区画内につき照明用電気容量(500w)を事前に配線しますが、これを超える場合、追加費用にて対応します。なお、発電機の持込みは厳禁です。

電気容量オーバーによる停電は、自店舗だけでなく近隣店舗の停電にもつながりますので、申請電気容量を厳守してください。いかなる場合においても営業補償は行いません。

通電については、出店事務局が指定する時間帯のみ開放を行います。まつり時間帯以外は、通電が止まりますので現地で冷蔵庫での食材の保管はできません。
- (7) 火気の使用に当たっては、各種法令等を遵守してください。

#### 11 駐車場等について

出店関係者用の駐車場はありませんので各出店者で手配ください。また、設営のために大手前公園内に乗り入れることは可能ですが、2 t車を上限とするほか、本要項の5(2)に挙げる搬入出時間を厳守してください。

#### 12 その他

本募集要項において補足の必要が生じた場合は、「姫路お城まつり出店者募集ホームページ」に適宜、掲載します。